平成２３年（フ）第９１号
千葉県木更津市請西835番地　幸栄ハイツ102
債務者　菅野　昌仁（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第２７３号
山梨県甲府市堀之内町825番地　レスポワール三神203
債務者　今村　和基
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７９号
山梨県甲州市勝沼町勝沼1044番地２－２－203
債務者　三沢　　仁
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９５号
山梨県南アルプス市桃園235番地７
債務者　平川　清登
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６３７号
名古屋市港区東茶屋２丁目48番地
債務者　法村　　守
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７７号
滋賀県草津市平井５丁目10番20―612号
債務者　村上　　治
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９４号
滋賀県草津市平井３丁目１番22号平井テラスハウス102号
債務者　辻　　久信
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９８号
滋賀県甲賀市信楽町黄瀬2177番地１
債務者　雲林院ふさ子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０９号
鳥取県鳥取市国府町奥谷２丁目201番地３　ミキスターＡ207号、旧住所鳥取県鳥取市古海1117番地
債務者　畠田惠津子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５５６号
広島市中区西白島町27番２―1109号
債務者　原田　　博
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２８号
広島市安芸区中野２丁目36番19―301号
債務者　三田　良成
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２９号
広島市安芸区中野２丁目36番19―301号
債務者　三田　由美
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４７号
広島県東広島市黒瀬町宗近柳国393番地５
債務者　土井　知子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７６０号
広島市安佐南区緑井６丁目26番13―201号
債務者　金森　友美
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２８号
山口県下関市小月茶屋３－６―22　レオパレス瑞穂Ⅱ207、住民票上の住所福岡県柳川市立石930番地１　県営住宅蒲池団地２棟206号
債務者　棚町　　悟
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
山口県下関市彦島西山町３丁目18番22号、前住所山口県下関市彦島福浦町２丁目４番５号
債務者　光永　浩子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
愛媛県松山市枝松３丁目６番７号
債務者　白石　裕一
1　決定年月日時　平成23年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
松山地方裁判所